

建設業における重層下請構造に関する考察

A Study on the Multi-tier Subcontracting Structure in the Construction Industry

佐藤工業（株）東京支店 杉 晟
労働省産業安全研究所 花安繁郎
佐藤工業（株）土木本部 福田久男

By Akira Sugi, Shigeo Hanayasu, and Hisao Fukuda

建設労働はわが国では民主化、近代化が遅れている部門といわれている。建設業は建設生産の特性から多くの中小零細企業の重層下請構造により支えられ発展してきた。戦後わが国の労働の民主化、近代化が問題にされたとき、建設労働における重層下請構造はわが国の封建的な労働関係の代表とされた。

本論文は、明治以来、急速な発展を遂げた建設産業の歴史的経緯を概括するとともに、建設産業における重層下請構造の実態を調査・把握し、今後の建設労働改善の研究に資することを目的としている。

〔キーワード〕 重層下請構造、建設労働の問題点、建設労働対策

1. はじめに

わが国の建設産業は、戦後の復興、高度成長の基礎となり、経済の拡大とともに飛躍的發展を遂げてきた。しかしながら一方では、技能労働力・若年労働力不足に代表される深刻な建設労働問題が近年顕著となってきている。

建設労働における技能・若年労働力不足は、低賃金、雇用の不安定、安全問題等が背景にあるとされており、これらは重層下請構造に起因している要素が多いといわれている。

本論文では、明治以来、急発展を遂げた建設産業の歴史的経緯と、現時点での重層下請構造について調査した結果、及び建設産業が抱える建設労働の問題点を述べ、今後の建設労働改善のための検討資料としたい。

2. 建設産業における生産方式の変遷^{1) 2) 3) 4) 5)}

(1) 江戸時代までの建設業

江戸幕府が開かれるまでの土木工事の施工方式は、大部分が村落その他の地域共同体における勤労奉仕、もしくは篠役・夫役といった権力者による労力徴発によってなされていた。

江戸時代に入ると夫役は徴発せず、代銀で納めさせる大名が多くなり、一方、都会地ではせおい、駕籠持（かるこもち）等といわれる専業の人夫があらわれ、日用（日雇）として土木工事に従事するようになった。

このように、17世紀前半までは、土木工事における施工方式はごく単純な直営施工の段階にとどまり、「請負」も「請負業」も存在しなかった。

土木工事において、請負契約による施工が見られたのは、17世紀後半の寛文4年（1664）の八丁堀の工事が始まりといわれている。

寛文5年（1665）には、江戸で土木労働者を中心に“日用之者”を登録させ鑑札を発行し、就労先の斡旋、賃金の公定等を行う職業紹介の統制機関「日用座」が出現した。

延宝3年（1675）に、幕府は芝金杉新堀の開墾に請負施工を取り入れた。しかし請負施工といっても、その頃の請負人はその時々事情に応じて資力のある町人たちが引き受ける程度の極めて単純なもので、専門技術的工事は幕府の直轄によってなされ、請負人は労務供給（人夫出し）を専ら請け負うものであった。

大都会とくに江戸市中の多くの橋は、17世紀後半から修理、架け替えがたびたび請負施工により行

われていたが、享保19年（1734）には、江戸市中の幕府管理の橋の保守、営繕、新規修復の一切を年額を定めて請け負う専門的土木請負業者が現われるようになった。しかし、享保時代以後でも、請負工事は都会に限られ、かつ土木工事の大部分は夫役か、施主の直営であった。

嘉永6年（1853）に、江戸時代の請負工事中最大の品川台場の築造が行われた。同工事は幕府の直轄工事で、ペリー率いるアメリカの再来に備えるために早期竣工を目指し、このため競争入札と請負施工が採用された。

（2）明治時代の建設業

わが国の近代土木事業は、横浜、神戸等の港湾及び外国人居留地の工事に始まり、あわせて、産業振興のための工場建設、鉄道建設、河川改修工事、等が積極的に展開された。しかしこれらの大部分が直営のため、請負業を大きく発展させるまでには至らなかった。

江戸時代末期から明治の初期は、わが国の身分制度の崩壊の時期で、商人が台頭する一方、飢饉等による農村の荒廃から農民の離村現象がおこった。都市へ追われた農民は、日雇労働者等となり「人足寄場」に身を寄せ、請負人である「人入れ稼業」の親方等に隷属していった。

明治初年から日清戦争に至る約25年間は、鉄道工事が土木工事の大部分を占め、現在の有力な建設業者のほとんどは鉄道工事を請け負うことにより経営の基礎を築いていった。

土木請負工事の代表は、明治3年からの京浜間の鉄道工事で、外人技師の技術指導を要する部分は直営の施工でなされた。一方、大量の労働力を必要とする土工事は工区を分けて請負とされた。当時は請負者に見積り作成能力がなく、実費精算に近い契約がとられたとのことである。

明治10年（1877）代には、鉄道史上に残る路線が次々と着工され、鉄道工事による長期の安定した工事量が生じ、明治17年（1884）には山手線の路線において最初の競争入札制度が採用された。その間、土木建築工事全てを営業種目とする、わが国最初の法人請負業者である「日本土木会社」が設立された。その後も法人請負業者の設立が続き、

それらの多くが「〇〇組」の商号を名乗るようになった。

こうした中で、明治22年（1889）に会計法が公布され、国が行う工事は原則として一般競争入札によることとなった。また明治26年（1893）には「鉄道会計法」が公布され、鉄道工事においても競争入札方式が採用されるようになった。

明治30年代中頃になると、鉄道の幹線は一応完成したため、国内での鉄道工事の需要は急速に減少した。代わりに盛んとなったのは朝鮮、台湾等の外地鉄道工事である。

代表的工事として、明治32年（1899）からの朝鮮の京仁鉄道工事、台湾における縦貫鉄道工事、明治34年（1901）からの朝鮮の京釜鉄道工事、明治37年（1904）からの朝鮮の京義線工事、明治38年（1905）からの南満洲鉄道工事等が、日本の請負業者により施工された。この後明治40年（1907）に鉄道が国有化された。

明治時代全般を通して、土木請負工事はそのほとんどが鉄道工事であったが、明治末期になると産業の近代化が進み、電力需要の急増から電源開発が展開され、水力発電工事も大きな比重を占めるようになった。

（3）大正期から昭和戦時下までの建設業

大正に入り、建設業に関連した各種団体が設立されている。例えば、大正3年（1914）には土木学会が創立され、また、業界の団体として大正4年（1915）に鉄道請負業協会（後に土木業協会に発展）等が、創立されている。

この時期に施工された国内土木工事の代表は、大正5年（1916）に着工し16年後に完成した丹那トンネル工事で、「切投」方式で施工された。当時の官公庁が行う建設工事は「直営」、「直轄」、「請負」、の3形態があった。「直営」とは請負人に人夫を出させ、官庁自身が材料持ちで工事を行う方法であり、「直轄」とは官庁自身が総てをおこなう方法であった。「切投」方式とは「直営」と「請負」の中間的な方法で、一つの工事を部分的に区分し、その部分ごとに単価を決めて請負人にまかせる方法であった。

一方、当時の労働保護立法としては、大正5年（1916）に工場法が施行されたが、工場労働者が労働保護の対象で、土木建築労働者には適用されなかった。他に大正10年（1921）に職業紹介法、大正11年（1922）に健康保険法、大正13年（1924）に労働者募集取締令等が公布されている。

当時の建設業の労働者は、縁故募集や一般募集で集められたが、それらの中には、一部の悪質ないわゆる口入屋の世話によるものもあった。そのため、職業紹介法、労働者募集取締令等により、公営職業紹介所において無料の職業紹介が行なわれた。

この頃、契約の片務性等が問題視され、入札および契約に関する改善運動が展開された。その結果、大正10年（1921）の会計法改正により、指名競争入札ならびに随意契約の範囲が拡大された。また、民間建築工事については、建築学会、日本建築士会等の「四会連合工事請負規定」が大正12年（1923）に制定され、片務契約は是正された。

昭和5年（1930）の世界恐慌により大量の失業者が生じ、政府はその対策として直営工事による失業者雇用を行なった。このため全国で数十万人の熟練建設労働者が失職するとともに、雇用を優先した人力施工のために施工の機械化が遅れた。

昭和12年（1937）の国家総動員法による戦時統制経済が進行していく過程で、陸軍は昭和15年（1940）に軍建協力会を設立し、海軍は昭和17年（1942）に海軍施設協力会を設立した。さらに企業整備令により約2万の業者は約1600に整理統合された。昭和20年（1945）に両協会とも解散され、これらに代わり、戦時建設団が設立された。戦時中の建設工事は相当量行われたが、工事記録は極めてとぼしい。

この時期に完成した主な工事には、昭和15年（1940）の黒部川第三発電所および勝関橋、昭和17年（1942）の関門海峡トンネル等がある。これらの工事は、戦時体制下のもとで、工事の請負方式も概算払い、精算後払いというような方式がとられていた。

（4）戦後の建設業

昭和20年の敗戦後、連合軍総司令部（GHQ）の占領政策の中心の一つは日本の民主化であり、民主化の具体的政策は財閥解体、農地改革、労働改革の3項目であった。

連合軍総司令部は日本の封建的な労務供給形態を批判し、この内容が、後の労働基準法や職業安定法に盛り込まれた。

戦後の建設業は、荒廃した国土の復興事業、進駐軍の施設工事等により、活動を開始した。

昭和23年（1948）建設業界の主務官庁として建設省が誕生した。建設省発足と同時に建設業法の検討がはじまり、翌昭和24年（1949）に建設業法が成立し、同年業法施行令と業法施行規則が公布された。

建設業法の主な規定事項は、建設業者の登録、建設工事の請負契約の片務性の是正、専任技術者の設置の3項目であった。登録される工事業者は、請け負う工事の内容と種類により、総合工事業者と専門工事業者に分けられた。専門工事の種類は24工事に分類された。また登録の有効期間は2年間であった。

また、建設省内に中央建設業審議会が設置され、「入札制度の合理化」の基本方策と、「工事請負契約約款」が策定された。

昭和25年（1950）の朝鮮動乱の特需により土木工事も本格化し、工事規模の拡大、機械化施工の促進、技術革新等により経営の合理化、近代化が進められた。その結果、業者間の格差は拡がり、産業の二重構造が顕著となっていった。この間、昭和30年（1955）から昭和40年（1965）にかけて建設投資額は名目1兆円から6兆円に、登録建設業者は6万社から11万社に増加し、建設業は飛躍的な発展を遂げた。

昭和46年（1971）に建設省は、建設業界の経営を近代化し、施工の合理化を達成するため建設業法の一部を改正した。その改正の要点は次の通りである。

①建設業者の許可制への変更と許可業者の区分

建設業者の経営の近代化を促すために、それまでの建設業者の登録制度を許可制度に改めた。建設業者は、下請契約金額に応じて特定建設業者と一般建

設業者に区分され、業者の営業活動範囲から、建設大臣許可と都道府県知事許可の2種とされた。またこれらの許可の有効期間は3年間とされた。

②請負契約関係の適正化

注文者が取引上の地位を利用して不当に低い請負代金を定めることを禁止した。

③下請負人を保護するための義務

元請負人から下請負人への代金の支払いを遅延することを禁止した。

④建設工事を28工事に変更した。

⑤建設業の定義を改正した。

建設業法の改正は、その後も逐次実施された。平成6年(1994)には昭和62年(1987)以来の本格的改正となった。その改正の要点は次の通りである。

①不良不適格業者の排除の徹底

②経営事項審査の改善

③建設工事の適正な施工の確保及び請負契約の適正化(施工体制台帳等の整備、監理技術者の専任、見積りの適正化、帳簿の備付け)

④建設業許可手続の簡素合理化

⑤罰則の引上げ

なお、戦後の労働保護法としては、昭和22年(1947)の労働基準法があるが、社会の変化、技術の進歩、災害の多様化に対応して、労働基準法の一部を発展させて、昭和47年(1972)に労働安全衛生法が制定された。同法のもとで、建設業のように重層下請構造の下で作業を行う事業者は、特定元方事業者と規定されている。この重層下請体制の下での安全衛生管理を効果的に行うために、統括安全衛生管理制度に関する諸規定が定められてる。

以上、わが国における建設産業の変遷の概括を試みた。

3. 重層下請構造の現状^{2) 6)}

(1) 下請制度が発達した要因

建設業は受注産業であり、移動産業である。また工事は多様化おり、工事量も近年増大している。

工事量は、発注者の動向、政策、経済情勢に左右され、常に不安定な要素を有しているため、建設業者が最大の工事量を前提に技術者、労働者を雇用す

ることや、建設機械を所有することは負担が過大となる。また近年は工事量の増大に対応するため、多くの下請が必要となっている。

一方、工事の多様化に対応するため、職種別下請が必要であり、また移動産業のために、固定化した労働力・機械力の保持が負担となり、地域別下請が必要となる。

このような背景が、下請制度を発展させた要因と考えられる。

(2) 重層化の状況

元請から専門工事業者に、専門工事業者はさらに下請業者に、その下請業者はさらにより小さな下請業者を使う。このように、一つの工事に元請から一次下請、二次下請、三次下請というように下請が数次に互る場合、これを特に重層下請構造という。

以下に、下請構造に関する調査結果の主な点について述べる。

a) 工事現場の下請次数(表-1、図-1参照)

平成6年10月末日現在での工事現場の下請次数をみると、全体では「二次下請まで」の工事現場が最も多く46.4%、次いで、「一次下請まで」が25.3%、「三次下請まで」が22.5%となっているが、「四次以下の下請まで」も4.0%みられる。

これを工事の請負金額階級別及び工事の種類別にみると、工事の請負金額が大きいほど、また土木工事に比べて建築工事で下請の次数が高くなる傾向がみられる。

表-1 工事現場の下請次数別工事現場割合
(平成6年10月末日現在)

区 分	工 事 種 別	元請のみ	下請あり 小計	(%)			
				下 請 次 数			
				一次下請 まで	二次下請 まで	三次下請 まで	四次以下 の下請まで
合 計	100.0	1.7	98.3(100.0)	25.3(25.7)	46.4(47.2)	22.5(22.9)	4.0(4.1)
(工事の請負金額階級別)							
50億円以上	100.0	0.3	99.7(100.0)	6.6(6.6)	33.9(34.0)	43.6(43.7)	15.6(15.6)
30億円以上50億円未満	100.0	0.1	99.9(100.0)	13.7(13.7)	45.3(45.3)	30.7(30.7)	10.1(10.1)
10億円以上30億円未満	100.0	0.9	99.1(100.0)	17.8(18.0)	49.0(50.4)	27.7(28.0)	3.7(3.7)
5億円以上10億円未満	100.0	2.0	98.0(100.0)	26.7(27.2)	50.8(51.8)	19.3(19.7)	1.3(1.3)
2億円以上5億円未満	100.0	2.9	97.1(100.0)	37.8(38.9)	45.3(46.7)	12.4(12.8)	1.6(1.6)
2億円未満	100.0	4.2	95.8(100.0)	51.1(52.3)	37.9(39.6)	6.3(6.6)	0.3(0.3)
(工事の種類別)							
建築工事	100.0	1.6	98.4(100.0)	20.7(21.0)	45.0(45.7)	27.6(28.0)	5.1(5.2)
土木工事	100.0	1.9	98.1(100.0)	32.2(32.8)	48.5(49.4)	15.0(15.3)	2.4(2.4)
(工事の施工形態別)							
共同企業体である	100.0	1.1	98.9(100.0)	25.3(25.6)	46.5(47.0)	23.3(23.6)	3.8(3.8)
共同施工方式	100.0	1.1	98.9(100.0)	24.5(24.8)	47.2(47.7)	23.2(23.5)	3.8(3.8)
分層施工方式	100.0	1.3	98.7(100.0)	52.6(53.3)	19.0(20.2)	26.2(26.5)	(-)
共同企業体ではない	100.0	2.3	97.7(100.0)	25.3(25.9)	46.4(47.5)	21.8(22.3)	4.2(4.3)

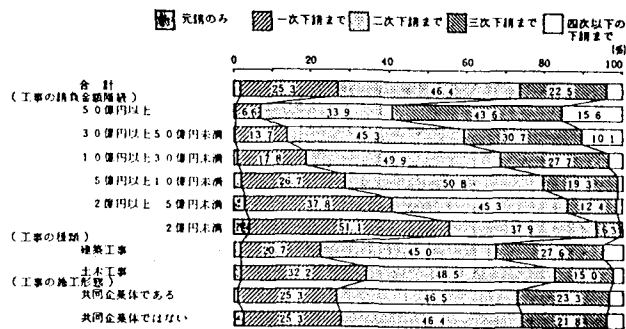


図-1 工事現場の下請次数別工事現場割合
(平成6年10月末日現在)

b) 下請事業者の最大次数 (表-2 参照)

調査対象の工事現場での工事着工日から平成6年10月末日までにおける下請事業者の最大次数をみると、平均最大次数は2.7次で、「三次下請」とする工事現場が最も多く39.3%、次いで「二次下請」が35.7%となっているが、「四次以下の下請」も15.3%みられる。

これを工事の請負金額階級別、工事の種類別及び工事の施工形態別にみると、工事の請負金額が大きいほど、また土木工事に比べて建築工事で、さらに共同企業体でない工事現場に比べて共同企業体である工事現場で、下請事業者の最大次数が高くなる傾向がみられる。

表-2 下請事業者の最大次数別工事現場割合
(工事着工日から平成6年10月末日まで)

区分	工事現場	一次下請	二次下請	三次下請	四次以下の下請	元請のみ	平均最大次数(次)
合計	100.0	9.7	35.7	39.3	15.3	0.0	2.7
(工事の請負金額階級)							
50億円以上	100.0	0.7	18.3	45.9	35.2	-	3.3
30億円以上50億円未満	100.0	3.6	27.3	43.3	25.8	-	3.0
10億円以上30億円未満	100.0	4.9	33.1	46.5	15.4	0.0	2.8
5億円以上10億円未満	100.0	8.1	37.2	43.2	11.4	-	2.7
2億円以上5億円未満	100.0	17.5	43.6	29.2	9.7	-	2.4
2億円未満	100.0	30.4	49.3	13.7	6.8	-	2.1
(工事の種類)							
建築工事	100.0	6.8	30.2	44.3	18.7	-	2.8
土木工事	100.0	14.0	43.7	32.0	10.2	0.0	2.5
(工事の施工形態)							
共同企業体である	100.0	8.0	32.8	43.0	16.1	0.0	2.8
共同施工方式	100.0	7.3	33.2	43.2	16.3	0.0	2.8
分組施工方式	100.0	34.6	17.8	36.8	10.8	-	2.2
共同企業体ではない	100.0	11.1	38.1	36.3	14.5	-	2.6

c) 下請比率の状況 (表-3 参照)

直近の営業年度に下請工事の完成工事高のある事業所は全体の83.7%で、完成工事高の下請比率をみると、「100%」下請とする事業所が30.

6%、「75%以上100%未満」が22.9%、「50%以上75%未満」が16.3%と、下請比率が50%以上の事業所が約7割となっている。

また、これを事業所規模別にみると、事業所規模が小さいほど下請比率が高くなっている。

表-3 下請工事完成工事高の有無及び下請比率階級別事業所割合

区分	事業所数	下請工事完成工事高あり	下請比率					下請工事完成工事高なし
			100%	75%以上 100%未満	50%以上 75%未満	25%以上 50%未満	25%未満	
合計	100.0	83.7(100.0)	25.8(30.6)	18.2(22.8)	13.8(16.3)	11.3(13.5)	14.0(16.8)	16.3
(事業所規模)								
300人以上	100.0	73.3(100.0)	4.8(6.5)	7.3(9.8)	12.7(17.3)	11.8(16.1)	38.7(49.8)	26.7
100~299人	100.0	80.8(100.0)	8.6(11.8)	11.0(13.8)	12.4(15.3)	15.1(19.0)	31.8(39.3)	19.2
50~99人	100.0	78.9(100.0)	17.3(22.0)	14.4(18.1)	7.3(9.1)	14.6(18.5)	26.1(32.7)	20.2
30~49人	100.0	85.6(100.0)	20.2(23.6)	17.3(19.6)	11.7(13.6)	12.1(14.1)	24.4(28.5)	14.4
10~29人	100.0	86.0(100.0)	24.1(28.0)	20.2(23.6)	13.1(15.2)	12.5(14.5)	16.1(18.8)	14.0
5~9人	100.0	81.2(100.0)	28.1(34.2)	18.1(22.3)	14.6(17.8)	10.1(12.2)	10.3(12.6)	17.8

(注) 下請比率 = 下請工事完成工事高 / (元請工事完成工事高 + 下請工事完成工事高) × 100 (%)

d) 下請工事の受注状況 (表-4 参照)

下請工事の現場数が「元請事業者からの下請工事」(一次下請工事)と「元請事業者以外からの下請工事」(二次以下の下請工事)のいずれで多いかをみると、「元請事業者からの下請工事」が多いとする事業所が85.8%、「元請事業者以外からの下請工事」が多いとする事業所が14.2%となっており、また、「元請事業者からの下請工事」が多いとする事業所の割合は、事業所規模が大きいほど高くなっている。

注文者との関係をみると、「他の注文者の仕事も受けるが、どちらかといえば、特定の注文者からの仕事が多い」とする事業所が59.3%、「いつも特定の注文者の仕事を専属に請け負って仕事をしている」とする事業所が18.0%、「特定の注文者の仕事も受けるが、どちらかといえば、他の注文者からの仕事が多い」とする事業所が15.9%となっており、8割近くの実業所が、特定の注文者と、「どちらかといえば」または「いつも」つながりをもって仕事を行っている。

表-4 下請工事の現場数及び注文者との関係別事業所割合

区分	事業所数	元請事業者からの下請工事が多い	元請事業者以外からの下請工事が多い	注文者との関係		
				他の注文者の仕事も受けるが、どちらかといえば、特定の注文者からの仕事が多い	いつも特定の注文者の仕事を専属に請け負って仕事をしている	特定の注文者の仕事も受けるが、どちらかといえば、他の注文者からの仕事が多い
合計	100.0	83.8	14.2	58.3	18.0	15.9
(事業所規模)						
300人以上	100.0	87.2	2.8	55.7	8.8	24.5
100~299人	100.0	83.1	6.9	58.3	12.1	18.6
50~99人	100.0	83.1	8.9	58.2	17.6	15.8
30~49人	100.0	80.4	9.6	58.8	16.2	15.3
10~29人	100.0	84.9	13.1	58.4	18.7	12.6
5~9人	100.0	82.8	18.1	58.3	17.1	17.8

e) 下請工事の発注状況 (表-5)

直近の営業年度に元請工事の完成工事高のある事業所は74.9%で、そのうち平成6年10月末日現在で下請工事を「発注している」事業所は66.5%となっており、これを事業所規模別にみると、事業所規模が大きいほど下請工事を発注している割合が高くなっている。

下請工事を発注している事業所について、下請事業者の主な選定方法をみると、「特定の事業者の中から選んでいる」とする事業所が84.5%、「特に決まった事業者はない」とする事業所が15.5%となっている。

表-5 元請工事完成工事高の有無及び平成6年10月末日現在における下請工事の発注の有無並びに下請事業者の主な選定方法別事業所割合

事業所 別	事業所 数	元請工事 完成工事 高あり	下請工事の発注状況				元請工事 完成工事 高なし
			発注して いる	下請事業者の主な選定方法 特定の事業者 の中から選ん でいる	発注して いない	発注して いない	
計	100.0	74.9(100.0)	(66.5)(100.0)	(84.5)	(15.5)	(33.5)	25.1
(事業所規模)							
300人以上	100.0	85.9(100.0)	(97.3)(100.0)	(87.6)	(12.4)	(2.7)	4.1
100~299人	100.0	80.7(100.0)	(97.0)(100.0)	(89.1)	(10.9)	(3.0)	9.3
50~99人	100.0	83.4(100.0)	(88.8)(100.0)	(89.1)	(10.9)	(10.2)	16.6
30~49人	100.0	80.1(100.0)	(85.8)(100.0)	(88.0)	(12.0)	(14.2)	19.9
10~29人	100.0	76.3(100.0)	(79.8)(100.0)	(85.0)	(15.0)	(29.2)	23.7
5~9人	100.0	72.4(100.0)	(58.6)(100.0)	(82.8)	(17.2)	(41.4)	27.6

4. 建設労働の問題点と対策^{7) 8) 9) 10) 11)}

(1) 建設労働の問題点

前章において、建設業における下請構造の現状を調査した結果を述べたが、それらに関連すると思われる現在の建設労働問題として以下のものが指摘されている。

a) 技能労働力の不足

建設業の労働者には、単純労働に従事する労働者と、高度な技術を有する専門的な労働者がある。近年は、後者の技能工が不足し、特に鉄筋工、型枠大工等の不足が顕著である。また、技能労働力不足は、単に量的な問題だけでなく、質的な低下を含んでいる。職種間の互換性が乏しいことも技能工不足に輪をかけており、今後も不足状況の基調は変わらないと思われる。

b) 若年労働力の不足 (表-6, 表-7 参照)

今後人口の高齢化が早いテンポで進み、建設業就業者の高年齢層が急速に増大する。年齢階級別就業者数構成比の表をみると、平成5年度において40~54歳が39.4%と一番多く、つぎに30~39歳が18.6%、つぎに55~64歳と20~29歳が17.8%と続き、40~65歳以上が61.7%となっている。15~29歳の若年労働者の割合はやや増加しているが、労働者の平均年齢は徐々に高くなっている。

表-6 年齢階級別就業者数

(単位:万人)							
年	年齢	総数	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~54歳	55~64歳 65歳以上
59		527	11	86	146	201	68 14
60		530	9	81	149	205	71 14
61		534	10	79	155	202	75 13
62		533	10	79	149	202	80 15
63		560	11	82	146	226	87 17
元		578	11	84	139	230	96 18
2		588	13	86	130	236	103 20
3		604	15	93	124	241	108 23
4		619	14	100	120	249	111 27
5		640	13	114	119	252	114 29

資料出所:総務庁統計局「労働力調査年報」

表-7 年齢階級別就業者数構成比

(単位:%)							
年	年齢	総数	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~54歳	55~64歳 65歳以上
57		100.0	1.8	17.9	28.5	37.9	11.1 2.8
58		100.0	2.0	17.2	28.3	37.3	12.4 2.8
59		100.0	2.1	16.3	27.7	38.2	12.9 2.7
60		100.0	1.7	15.3	28.1	38.7	13.4 2.6
61		100.0	2.0	14.7	29.6	37.3	14.2 2.6
62		100.0	2.0	14.6	28.4	37.4	15.2 2.9
63		100.0	2.0	14.6	26.1	38.8	15.5 3.0
元		100.0	1.9	14.6	24.1	39.8	16.6 3.1
2		100.0	2.2	14.6	22.1	40.1	17.5 3.4
3		100.0	2.5	15.4	20.5	39.9	17.9 3.8
4		100.0	2.3	16.2	19.4	40.2	17.9 4.4
5		100.0	2.0	17.8	18.6	39.4	17.8 4.5

資料出所:総務庁統計局「労働力調査年報」

c) 雇用・労働条件に関する問題

雇用・労働条件に関する問題としては、労働災害の多さ、労働時間の長さ、雇用形態の不安定さ、収入の不安定さ、賃金レベルの低さ、労働組合の組織率の低さ、等が指摘されている。

d) 重層化した請負形態における安全衛生管理上の問題点

重層化した請負形態のもとで施工される建設現場においては、作業間の連絡調整が行いにくい、元方事業者による指導が徹底しにくい、等の安全衛生管理上の問題点が指摘されている。

（２）建設労働対策

以上述べてきたさまざまな建設労働の問題を短期間に解決することは困難なことと思われる。

しかし、国際化を迎えた今日の建設業にあって、重層構造の是非も含め、さまざまな構造改革の努力を続けることが必要である。現在行われている建設労働対策の主な点を以下に列記する。

a) 工事量の平準化

公共工事は単年度予算制度の制約から、季節的変動が大きく、これが労働時間の短縮や、常用化等の雇用・労働条件の改善の阻害要因となっている。

工事量の平準化に向けて会計制度及びその運用についての検討が求められ、その一つとして国及び地方公共団体による債務負担行為の一層の活用が望まれる。

b) 下請構造の適正化

過度の重層化は責任の所在の不明確化や雇用の不安定化を招きやすい。不必要な重層下請を排除するためには、責任施工能力を有する下請と適正な契約をすることが必要である。

c) 中小建設業者の育成

中小建設業者の組織化により、これらの施工能力を高める必要がある。また、多業種の施工能力を有する専門工事業者の育成を図る必要がある。

d) 重層化した請負形態における安全衛生管理の促進

安全衛生管理を効果的に行うために、過度の重層下請構造とならないようにする必要がある。また、請負契約時における安全衛生対策の内容、費用等を明確化する必要がある。

e) 雇用・労働条件の明示（雇用通知書、施工体制台帳）

雇用契約時には、雇用通知書を交付し、就業規則等を通じ雇用・労働条件を明示しなければならない。また下請契約を明確にする施工体制台帳を整備しなければならない。

f) 技術開発・新工法（プレハブ・プレキャスト化、全天候型技術等）

新技術・新工法の開発、導入は雇用・労働条件の改善にとって重要である。最近の代表的な例として、プレハブ・プレキャスト化による省力化対策、全天候型技術の開発等がある。

g) 労働時間の短縮（週休２日制の導入、変形労働時間制の採用）

労働時間の短縮には週休２日制の導入が有効な方法である。また、工事量の季節変動を考慮した変形労働時間制の採用も検討すべきである。

h) 雇用形態の安定化（臨時、日雇いの常用化、直用化、月給制の導入）

建設業では、雇用者に占める臨時及び日雇労働者の割合は低下してはいるものの、製造業に比べると未だ高い水準にある。

建設業として優秀な人材を確保するためには、労働者の常用化、直用化を計ることが重要である。

また、現場従事者では日給による賃金形態が過半を占めており、悪天候等による稼働日数の減少が収入減少につながるので、月給化率を高め収入の安定化を図ることが必要である。

i) 資格制度・退職金制度・年金制度の改善

教育・訓練によって取得した資格への手当を支給等、資格制度の充実や、退職金制度・年金制度の充実が必要である。

j) 作業環境、就業環境の整備（作業員休憩所等）

安全衛生の向上のため快適な職場の形成が必要とされ、生産性向上の観点からも現場環境の改善に取り組む必要がある。

以上、現在取り組まれている様々な建設労働対策を概括したが、緒についたものや、いまだ実効のあがらないものもあり、本格的改革には多くの時間を要するものとおもわれる。

５．おわりに

本論文は、建設産業の歴史的変遷のあらましを述べた後に、建設業における重層下請構造の現状と、建設労働の諸問題を検討し、現在取り組まれている建設労働対策を概括したものである。

本研究を通して、①我が国の建設業は、明治以降、特に戦後、技術革新を基調に急速に拡大・発展したこと、②その一方で、請負制度が重層化下請として構造化され、請負制度にまつわる諸問題を現在でも抱えており、それらが直接・間接要因となって、技能労働力や若年労働力の不足につながり、ひいては建設産業基盤を脅かしつつあること、③さらに、さ

さまざまな対策がなされているが、建設業の歴史的発展過程の中で体質化した永年の慣行等により、体質的欠陥の払拭が底辺にまで浸透するには未だ多くの時間を要すること、等が明らかになった。

下請構造の是非については、建設業が受注生産である産業としての基本的特質と、技術革新の進展と技術の多様化・専門化に伴う効率性の観点から必然であるというのが大方の見解である。

しかしながら、投資額がGDPの20%もの巨大産業となり、当面はこの状況が続くと予想される中で、従来の構造をそのまま保持し続けることは、本格的国際化の時代を迎えた今日、我が国の建設業にとって発展的なことでは無い。何らかの改革が必要である。

本論は、重層下請構造に係わる諸問題について、一般的に語られている事柄をまとめたものであるが、今後は、より詳細かつ具体的課題について検討を深めてゆきたいと考えている。

[参考文献]

1) 日本土木建設業史, 土木工業協会・電力建設業協

会, 1971

2) 建設業界, 中村賀光, 教育社新書, 1985

3) にっぽん建設業物語, 建設業を考える会, 講談社 1992

4) 建設業法解説, 建設業法研究会, 大成出版社, 1979

5) 協会ニュースNO.154, 日本土木工業協会・日本電力建設業協会, 1995

6) 平成6年建設業労働災害防止対策等総合実態調査, 労働省, 1995

7) 建設統計要覧, 建設省建設経済局, 1995

8) 常見・渡辺・國島: 建設業の重層下請構造と安全管理に関する一考察, 第49回土木学会年次学術講演会, 第VI部

9) 建設業21世紀への発展のために, 21世紀への建設業問題研究会, 1993

10) 元請による建設現場安全管理手法検討結果報告書, 元請による建設現場安全管理手法検討委員会 1995

11) 建設業における出稼・下請労働者の労働災害防止対策検討結果報告書, 労働省, 1993

A Study on the Multi-tier Subcontracting Structure in the Construction Industry

The labor in the construction industry in Japan is often said to belong to one of the least modernized and liberalized sectors. We note that our construction industry, due to its particular nature in the process of construction, has owed its progress and development much to the support of multi-tier subcontracting structures consisting of numerous medium to small sized subcontractors. However, when the modernization and liberalization of labor became a subject of discussion in the postwar years, the multi-tier subcontracting structure in the construction industry was branded as possessing typical feudalistic labor relations.

In order to give a clear understanding of labor problems in the construction industry, this paper presents; 1) Brief historical review of the development process of construction industry in Japan, 2) Current multi-tier subcontracting situations in the construction industry, 3) Existing labor problems and countermeasures to improve the situation.